

# 次世代再生可能エネルギー技術社会実装推進事業実施要綱

(制定) 令和6年2月27日付5環気計第937号

## 第1 要綱の目的

この要綱は、東京都（以下「都」という。）が、「2030年における再生可能エネルギー電力利用割合50%達成」の目標に向け、次世代再生可能エネルギー技術（以下「次世代再エネ技術」という。）の社会実装を加速させるために行う、「次世代再生可能エネルギー技術社会実装推進事業」（以下「本事業」という。）の実施に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

## 第2 本事業の概要

都は、次世代再エネ技術の社会実装に向けて、都内において先駆的に技術実証を行おうとする者（以下「開発事業者等」という。）に対して、実証事業の進捗管理及びその効果検証を行うとともに、実証に係る必要な経費の一部を助成する。

## 第3 用語の定義

この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

- 1 「次世代再エネ技術」 太陽光、風力、バイオマス、水力、地熱等をエネルギー源とする発電システムのうち、研究開発段階を脱し、安定した品質で大量生産することが可能な量産技術の確立及び設置方法、施工方法等を含む性能検証の段階にある技術をいう。ただし、ペロブスカイト太陽電池は除く。

## 第4 本事業の具体的な内容

### 1 実証事業の選定、進捗管理及び効果検証

#### (1) 実証事業の選定

都は、都の地域特性に適した発電システムの性能検証の用に供する次世代再エネ技術の実証事業を公募により選定する。

#### (2) 進捗管理

都は、(1)において選定された実証事業について、スケジュールどおりに進んでいるか適切に進捗管理を行うとともに、実証事業の質の向上に向けた取組を実施する。

#### (3) 効果検証等

都は、実証事業の選定時における発電効率、発電量等の当初想定との乖離やその原因等について分析する効果検証を行うとともに、都内での早期社会実装に向けた課題抽出等を実施する。

### 2 次世代再エネ技術に係る経費の助成

#### (1) 助成対象事業者

助成金の交付対象となる事業者は、1(1)の公募に参加し、実証事業が採択された事業者等とする。

#### (2) 助成対象事業

助成金の交付対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、1(1)において採択

された事業とする。

### (3) 助成対象経費

助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成対象事業の実施に要する経費（消費税及び地方消費税を除く。）のうち、次に掲げるものとする。

- ア 調査・設計費
- イ 設備費
- ウ 工事費
- エ 施設賃借費
- オ 管理・運営費
- カ 人件費

### (4) 助成金額

助成金の交付額は、都の予算の範囲内とし、助成対象経費の合計額に3分の2を乗じて得た額とする。ただし、一の助成対象事業につき、100,000,000円を上限額とし、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

なお、助成対象経費について国又は他の地方公共団体から助成金の交付を受ける場合にあっては、あらかじめこれらを控除した額を助成対象経費とする。

## 第5 本事業の実施体制

都は、次のとおり本事業を実施する。

- 1 都は、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）と連携し、本事業を効率的かつ効果的に実施する。
- 2 都は、本事業において次に掲げる業務を行う。
  - (1) 公社が本事業を実施するために造成する基金への出えん
  - (2) 前号に掲げるもののほか、公社が本事業を実施するために必要な業務に係る経費として別に定める経費への補助
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、本事業を円滑に遂行していくために必要な業務
- 3 都は、公社に対し、本事業を実施するために必要な業務の実施を求める。

## 第6 予算措置

都は、次の各号に掲げる事項を条件として、公社が造成する基金への出えん及び本事業を実施するために必要な業務に係る経費への補助を行う。

- 1 公社は、本事業の実施に関し必要な事項について定める規程等（以下「規程等」という。）を制定すること。
- 2 公社は、規程等を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ都の承認を受けるものとする。

## 第7 本事業の実施期間

本事業の実施期間は、令和6年4月1日から令和8年3月31日までとする。そのうち、助成金交付事務は次のとおりとする。

- 1 本事業の助成金の交付に係る申請の受付は、令和6年度に行う。
- 2 本事業の助成金の交付は、令和6年度及び令和7年度に行う。

## **第8 その他必要な事項**

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則（令和6年2月27日付5環気計第937号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。